

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月28日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第88号

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

農業協同組合法施行細則（平成7年香川県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（理由書の添付を要する請求又は許可の申請）</u></p> <p>第21条 法第11条の26の規定により、次に掲げる請求又は許可の申請をしようとするときは、請求書又は許可申請書に理由書を添付して知事に提出しなければならない。</p> <p><u>（1） 信託法（平成18年法律第108号）第19条第2項及び第4項の規定による信託財産と固有財産等とに属する共有物の分割の請求</u></p> <p><u>（2） 信託法第46条第1項の規定による検査役の選任の請求</u></p> <p><u>（3） 信託法第57条第2項の規定による受託者の辞任の許可の申請</u></p> <p><u>（4） 信託法第58条第4項の規定による受託者の解任の請求</u></p> <p><u>（5） 信託法第62条第4項の規定による新受託者の選任の請求</u></p> <p><u>（6） 信託法第63条第1項の規定による信託財産管理命令の請求</u></p> <p><u>（7） 信託法第66条第2項の規定による2人以上の信託財産管理者の単独職務遂行及び職務分掌の許可の申請</u></p> <p><u>（8） 信託法第66条第4項の規定による信託財産管理者の行為の許可の申請</u></p> <p><u>（9） 信託法第70条において読み替えて準用する同法第57条第2項の規定による信託財産管理者の辞任の許可の申請</u></p> <p><u>（10） 信託法第70条において準用する同法第58条第4項の規定による信託財産管理者の解任の請求</u></p> <p><u>（11） 信託法第73条において準用する同法第66条第2項の規定による2人以上の受託者の職務を代行する者の単独職務遂行及び職務分掌の許可の申請</u></p> <p><u>（12） 信託法第73条において準用する同法第66条第4項の規定による受託者の職務を代行する者の行為の許可の申請</u></p> <p><u>（13） 信託法第74条第2項の規定による信託財産法人管理命令の請求</u></p> <p><u>（14） 信託法第74条第6項において準用する同法第66条第2項の規定によ</u></p>	<p><u>（信託財産の管理方法の変更の請求等）</u></p> <p>第21条 <u>農業協同組合は、法第11条の26の規定により、次に掲げる請求又は許可の申請をしようとするときは、請求書又は許可申請書に理由書を添付して知事に提出しなければならない。</u></p> <p><u>（1） 信託法（大正11年法律第62号）第23条第1項の規定による信託財産の管理方法の変更の請求</u></p> <p><u>（2） 信託法第46条の規定による受託者の任務を辞することの許可の申請</u></p> <p><u>（3） 信託法第47条の規定による受託者の解任の請求</u></p> <p><u>（4） 信託法第58条の規定による信託の解除の命令の請求</u></p>

る2人以上の信託財産法人管理人の単独職務遂行及び職務分掌の許可の申請

(15) 信託法第74条第6項において準用する同法第66条第4項の規定による信託財産法人管理人の行為の許可の申請

(16) 信託法第74条第6項において準用する同法第70条において読み替えて準用する同法第57条第2項の規定による信託財産法人管理人の辞任の許可の申請

(17) 信託法第74条第6項において準用する同法第70条において準用する同法第58条第4項の規定による信託財産法人管理人の解任の請求

(18) 信託法第123条第4項の規定による信託管理人の選任の請求

(19) 信託法第128条第2項において準用する同法第57条第2項の規定による信託管理人の辞任の許可の申請

(20) 信託法第128条第2項において準用する同法第58条第4項の規定による信託管理人の解任の請求

(21) 信託法第129条第1項において準用する同法第62条第4項の規定による新信託管理人の選任の請求

(22) 信託法第131条第4項の規定による信託監督人の選任の請求

(23) 信託法第134条第2項において準用する同法第57条第2項の規定による信託監督人の辞任の許可の申請

(24) 信託法第134条第2項において準用する同法第58条第4項の規定による信託監督人の解任の請求

(25) 信託法第135条第1項において準用する同法第62条第4項の規定による新信託監督人の選任の請求

(26) 信託法第141条第2項において準用する同法第57条第2項の規定による受益者代理人の辞任の許可の申請

(27) 信託法第141条第2項において準用する同法第58条第4項の規定による受益者代理人の解任の請求

(28) 信託法第142条第1項において準用する同法第62条第4項の規定による新受益者代理人の選任の請求

(29) 信託法第150条第1項の規定による特別の事情による信託の変更の請求

(30) 信託法第165条第1項の規定による特別の事情による信託の終了の請求

附 則

この規則は、平成19年9月30日から施行する。